

## &lt;研究ノート&gt;

## 日本における農業簿記の研究 (7)

—全国農業経営コンサルタント協会代表理事・西田尚史税理士へのヒアリング調査 (第2回) —

戸田 龍介



(2014年6月28日、熊本市小峯の未来税務会計事務所2階にて、左が西田氏)

【戸田】 本日は、前回<sup>(1)</sup>同様、お忙しい中、2回目のヒアリング調査を受けていただき、誠にありがとうございます。前回ヒアリングをさせていただいてからこの間、農業簿記検定の2級と3級の試験が、先生が代表理事を務められている全国農業経営コンサルタント協会が共催という立場で、ついに実施されましたね。まずは、本当に、おめでとうございます。

【西田】 ありがとうございます。戸田先生にも、宣伝してもらったようで、こちらこそありがとうございます。

【戸田】 いえ、あれは宣伝したんじゃないんです。農業簿記検定について書いた論文の表題が、たまたま『日本経済新聞』の雑誌の広告欄に載っただけです。ですので、特に意図した宣伝でもなんでもないんです、正直言って (笑)。でも、研究者個人として、農業簿記という研究テー

マをいただいたのは、本当に幸せなことだと思っております。本日も、どうかよろしくお願いたします。

さて、さっそくですが、前回は教えていただいた反別課税からお聞きしたいと思います。作付面積に対して一定標準率を乗じて農業所得を計算する反別課税ですが、これはいつ頃まで続いたんですか。

【西田】 昭和56年頃までは政府が米を一律の価格で買い上げよったんですよ。その頃まで続いたんじゃないかな、反別課税は。問題は、それから米の自由化が始まったんですね。米が自由化されると、自由な価格で売っていいことになる。まあ実際は、全部自由に売るなんてことはできなかったんですけどね。とにかく、昭和56年頃ですね、いろいろな転機は。自由に売れるようになった米は、それも高くても売れる米は、やっぱり高くなるし、売れない米は安くなるんですよ。すぐにじゃなかったけど、だんだんだんだん、そうになっていった。それ以前は、みんな同じ価格だったから、反別さえ分かればよかった。だけど、自由に売れるようになったら、今度は反別じゃなくて、まずは取入に、その次は損益に、どうしても注目せにゃならん。

【戸田】 なるほど。食管法のもと、米の政府買上価格が存在していた時代と、自由化を迎えた時代で、税の取り方が変わっていくのは当然かもしれませんね。ところで、反別課税は、戦前戦後と永く続いた、日本の農家からの税の取り方だったわけですが、税率については、国税局、昔の主税局が最終的には決定してきたと言われてます。ただ、この税率は、特に戦後は、地方の農協や市町村とよく話し合っ、最終的には、皆がだいたい納得するようところで落ち着くように決定していったようですね。前回のヒアリングでも、このように先生からお伺いしたと思います。

【西田】 ええ。いわゆる標準を、相対で話し合っ決めてるんです。でも、あくまで標準なんだから、標準よりか下の人は大変だった。あるいは、水害があったとか、米が取れない時だっ払わんといかんかった。でも、標準よりか上の人は得しますがね。

だから、標準というのは難しいんですよ。私なりの見解で言うと、農協さんあたりが、この人はよか(よい)農家さんって思っところから取っなのが、標準になっていくと思う。農家の中でも、きちんとやってなさる人のようなところのデータと、本当に全然儲からん人のところのデータとは、意味が違っんですよ。大体、農協に協力する人っていうのは、結局ある程度、農家の中でもよか人たちですよ。これまで決められてきた標準は、そういうよか農家のデータから決められることが多かったと思います。課税庁としても、そっちのほうが(税金が)取れるわけでしょうし。

【戸田】 すねに傷持つ人は、そもそもそんな調査なんか絶対受けないですからね(笑)。受けるということは、何も問題ないという人ということ。ということは、すねに傷持つ、とまでは言いませんが、どっちかというあまりやる気のない農家さんは、標準っていうのは、ちょっ

と困る、というか嫌だな、と思ってたんでしょうね。

【西田】 兼業農家とかですね。そういう人たちは結構今でもそうでしょうけど、大体所得が上がりませんね。

【戸田】 兼業農家さんなんかだと、そもそも農業は片手間で、本当はあまりやる気はないんで、専業でしっかりしたい農家さんのデータを標準にされるのは、ちょっと困るなというふうに思っていた人が多かったかもしれないと。

【西田】 それはありますね。

【戸田】 今はだいぶ変わってきてると言われてますけど、小規模で兼業で米をつくってる農家さんの数が日本では圧倒的に多くて、特に政治力もあったと言われています。そういう人たちの声で、変わっていったという可能性もあるんですかね、反別課税は。

【西田】 まあ、それはどうでしょう。私は、それより、消費税の導入が大きいのだと思いますが。平成元年から消費税が入ったでしょう。すると、収支を知らなくちゃいけないという声が出てくる。だって、反別じゃ分かんですからね。消費税というのは、米とか農産物を売った時に、消費税率掛けますからね。

そして、所得標準が機運としてほとんどなくなっていくのは、平成10年頃ですかね、僕は昭和59年に独立して税理士事務所を始めたけど、平成10年くらいまでは、まだ所得標準がありましたからね。だけど消費税が入って、それがだんだん浸透してくると、収支がきちっとして分からないと駄目、消費税を掛けにくいですよ。課税庁としては、収支に基づく損益計算書を出さないと、課税漏れが起きますからね。

【戸田】 先ほど、ヒアリング調査に入る前、事務所の地下書庫にご案内いただきましたが、そこでは、平成13年くらいまで課税標準が確認できましたね。大雑把に言えば、21世紀には、一括課税標準は姿を消していったようですね。それでも、農業所得への課税方法の変化については、やっぱり消費税の関与という可能性が大きいのとお考えですよ。

【西田】 ええ、私はそう思っています。消費税は、記帳をきちりしないとね。消費税が入ってきたならば、今のようにきちとした収支の記帳を前提としないんだったら、課税できんと思うんです。これは私の見解ですけど。

【戸田】 まず、3%の消費税が入ったのは。

【西田】 平成元年です。平成9年に5%になったんですね。

【戸田】 そうすると、消費税が3%、そして5%にぐんぐん上がってるのに、いつまでも作付面積を中心とした課税、つまり反別課税に頼っていると、先生の仰るように、取りこぼしが相当出てくる。国税側も、やっぱり反別課税のままやっていると、これはまずいと考えたんでしょうね。

【西田】 そう思います。歴史的には、そんな推移だったんじゃないかなって。ところが、今の若い税理士は、反別課税なんて、そんなの行われていたなんて全然知りません。それどころか、

収入金課税なんかが行われてたなんてことも、知らんのじゃないかな。

【戸田】 収入金課税が一時的に入ったのは、いつ頃だったんでしょうか。

【西田】 平成5年ぐらいからじゃなかったかな。要は、農家が経営基盤をきちっとしてやらにゃいかん、そういった義務が出てきたあたりですからね。これは、農業経営基盤強化促進法と、それに関連した補助金とも強く結びついていたと思います。

【戸田】 そこは、重要な点なのかもしれませんね。ところで、もう一度確認なんですけど、政府による米の一律買い上げが終わったのは。

【西田】 昭和56年です、私の記憶では。昭和56年までは、米の値段はずっと10年ごとに倍になっていきました。だからよかったんですよ、この頃までは。農業に簿記や会計なんて、つまり収支を記帳するなんていらなかったんです。昭和56年頃が、1俵60キロが1万5000円ぐらいです。でも、ここから上がってないんです。それからずっと下がってきて、今は1万2000円とかまでいったりする。だけど新潟の高橋先生<sup>(2)</sup>辺りは、1俵60キロで4万円です。売ったりなんかされてます。だから、昔は一律、今はいいところはいい。こうなると、もう一律の反別課税は使えない。

【戸田】 反別課税でいくか、それとも収入金課税でいくかっていうのは、基本的には、国家が農家から税金を取る際に、何が一番確実で、取りこぼしがないかっていうのに、結局は強く依存してると考えていいわけですか。

【西田】 そうだと、僕は思いますよ。それに、はっきり言えば、今でも、農業に対する課税が農家さんの記帳に基づいてるかって言えば、それはどうでしょう。農家の人は朝から晩まで働いて、帰って焼酎1杯飲んだら、その日の夜はごろっと寝て、もう仕事はしないでしょ。帳面つけろといくら言ったって、そりゃ無理ですよ。そうすると、あんた反別で、こんくらいの収穫高があるはずじゃなかったほうが、課税もしやすいし、払うほうも納得して払ったんじゃないかと思えます。だから、今はもうない反別課税だって、よかともあったんだろうと思えます。ただ、今はもう、青色申告が当たり前になってる。だから一応、建前としては、帳簿をつけることになると。でも、これが実はとても難しい。

それでも、例えば街の床屋さんでも、普通の小売屋さんでも卸屋さんでも、彼らは帳簿をつけないと、特に銀行は相手にしてくれません。だから、彼らは帳簿をつけることに何の抵抗もない。ところが、農家の人たちだけは、そういう抵抗感が今でも根強いんですよ。

【戸田】 農業の世界では、今でも帳簿をつけるというのはなかなか難しいことなんですね。でも、他の商売と違って、銀行は相手にしてくれるわけですよ。特にJAバンクが。それに、記帳だって、JAバンク通帳への記帳という意味では、JA、つまり農協がやってくれてるわけですよ。

【西田】 まあ、そうとも言えるかしらんですね。でも、帳面をつけにゃいかんなんていうのは、昔とはだいぶ変わってきたと思います。特に、今年平成26年4月1日からは消費税が

8%にもなってきたし、平成26年1月1日からは白色(申告)でも記帳義務が出たんですよ。昔は白色だったら、記帳義務はなかった。それに、農業所得が300万円以下なら、そもそも記帳なんてしなくてもよかった。それが、白でも記帳せにやらんごとになって、変わってきた。だから、税法のほうが、会計とか何かを、つまり記帳を要求してきてると思うんです。

それに、例えば反別とか何かで推定課税はできたとして、でも裁判になって、農家がきちんとした帳簿を持ってくれば、それは負けてしまいます。たとえ国でもね。だから、優秀な農家さんは、帳簿をうんと持ってる。今でもいらっしゃいますよ、そういう方は。優秀な農家さん、うんと所得を取れる農家さんは、やっぱり帳面つけてらっしゃるんですね。

【戸田】 そのほうが得ということですか。

【西田】 まあ、得というか、つけざるを得ない、というのものもあるかもしれません。青色申告で65万円も控除させるんだから。これだけ控除するってことは、残りのお金がどこにあるかを、全部出さなきゃいかんじゃないですか、特に貸借対照表に。ところがまあ、問題のあるっていうか、帳簿をきちんとつけとらん人の中には、お金なんか残とらん、て言うのもいてね。僕は、そこまで調べる権限がないけど、やっぱり課税庁はどこまでも調べられるから、そういうことに関係する資料はなるべく早く出してくれって言ってるんだけど。これが、なかなか(難しい)。

【戸田】 そういった方は、基本的には農家の方ですか。

【西田】 農家です。農家なんだけど、貸家業が主業だったりします。

【戸田】 農業は全然されてないんですか。

【西田】 農業は自分ではなく、家族の者がしたりしてます。

【戸田】 たとえ自分でなくとも、農業をやっていることで、さまざまな特典、例えば相続税とかの減免とかいろいろあると言われてますよね。

【西田】 そういう点は確かにあると思いますが、でも今は、農業だけで儲けてるところも、結構出てきてるんです。例えば、八代辺り見てると、売上が1億か2億ぐらいあるトマト農家がいまますよ。10人ばかり外国人を入れてね。

【戸田】 それは専業で、大規模でやっているんですね。

【西田】 そう。大規模で専業でトマトをやってる。そうすると、売上が1億か2億あって、専従者給料として1000万ぐらいみる。

【戸田】 1人の給料を。

【西田】 そうそう、最低でも1人500万は。1億を売っておったら、従業員みんなの給料を全部引いて、3000万ぐらい家族に残るはずですね。標準的にはそのぐらい残らんと、能力のなかですよ。所得は大体3割ぐらいあるんだから、しっかりやれば、農家も結構儲かるんです。

【戸田】 そういう、農業に関するいいイメージって、なかなか伝わってこないですね。とにかく、高齢者ばかりで衰退していく産業、そんなイメージが蔓延してるような。だから、農業に

憧れる、っていう人がなかなか出てこないんでしょうね。

ちょっと話を、さきほどの農家への優遇について戻らせていただきます。前回のヒアリング調査でも先生に伺ったんですが、特に兼業農家さんにとって、会社員や公務員としての所得と農業所得との、いわゆる損益通算は、実は結構大きな意味があるという話でしたね。例えば、基本的には工場で働いているとして、でも親から継いだ農地があった場合、主業を農業で申請するんですか。

【西田】 はい。例えば、私が役場の職員とか会社に勤めてるとするでしょう。でも、田舎にいて、田舎だから田んぼを持ってる。そうすると農家だって言える。それで、農業だけで申告すると、だいたい赤字になるわけですね、所得の計算では。農業が赤字だったら、会社員として払ってた税金が、赤字分と通算され、結果的に還付される。

だから、うちの事務所にも、還付のために確定申告の依頼がくる。損益通算による還付申告をするためにうちに頼んで、それで仮に50万還付され、うちが10万もらったって、40万得するじゃないですか。だから、そういった依頼は結構あります。そうそう、今度から国民健康保険料が変わりますから、得する金額はこれまでの倍くらいになるんじゃないでしょうか。そんなこんなで、特に兼業農家の人は、還付のための申告をしている人が多いんじゃないでしょうかね。

【戸田】 そうすると、そういう方にとっては、農業所得が黒字になっちゃったら、逆にまずいですよね。農業所得がすごい黒字とかになっちゃったら、還付に使えない。

【西田】 まあ、そんなことはまずないと思いますけどね。ところで、サラリーマンなんかの兼業農家さんにとって一番いいのは、何と言っても米ですよ。手が要らんですもん。

【戸田】 週末だけの作業でいい、とかそういうことですよ。

【西田】 そういうことですね。トマトとかキュウリとかナスなんていうのは、常に作業していかないと駄目でしょう。兼業農家さんには、できんですよね。

【戸田】 国もそこら辺分かっていて、補助金なんかは、基本的に穀物というか、特に米に手厚い。やっぱり、やってる人が多いところに、優先的に。日本の農家の7割は、小規模兼業米農家さんですから。その人たちの大量で、安定的な票は、やっぱり無視できない。まあ、この構造は、現在徐々に変わりつつありますが。

【西田】 日本の農政の主眼というのは、やっぱり米ですもんね。昔は米がイコール経済を表す、つまり石高だった。一石というのは大体2俵半です、150キロ。これが1人が1年間で食べる米の量なんです。だから、細川さんが54万石と言ったら、54万人分の家来を雇えるわけですよ。

【戸田】 すごいですよね。ところで、この米なんかの穀物に関する収益については、収穫基準という、独特の収益認識規準が使われていますよね。この収穫基準について、お伺いしたいと思います。前に、森先生<sup>(3)</sup>とお話した時に、収穫基準は、「米、麦などに限って」の基準なのか

をお聞きしたことがあります。森先生のお答は、いや、そうではなくて、農産物全体にかかるんだというものでした。「米、麦などに限って」というのは、畜産物なんかとは違う、という意味なんだと。

【西田】 そうなんです、私はやはり、「米に限って」と、捉えてますけどね。米が一番のポイントで、だから農政も、ずっと米に対してのものだった。政府としては、戦中戦後、抛出米を集めなきゃならんわけでしょう。御船とかうちの辺りでも、戦中戦後、自分のお米を自分が食べれないわけですよ。少しとっておこうとしても、やっぱりダメで、ちゃんと分かって持っていかれる。だから、つくった米は全部とられた。兵隊さんの食べる分とかにね。戦後でも、特に戦後のすぐの頃は、基本的に何も変わらなかった。

だから、税法上の収穫基準だって、まずは米を対象としていた。とにかく、米の収穫が終わった時にちゃんと所得をあげるようにしましょう、というのが収穫基準なんですよ。収穫基準が一番メインになるというのは、何と言っても米です。あとは、あったとしても麦くらい。だから、「米、麦などに限って」という、収穫基準の文言になるんです。それに、日本の農家って、主力商品がやっぱり米、麦ぐらいしかなかったんです。今でこそハウスで野菜の栽培をなんて結構ありますが、私が事務所を開業した昭和59年頃辺りでも、やっぱり米が一番主でしたよ。

だけど、これは戸田先生たち、学者さんが考えて欲しいことだけど、収穫基準にもおかしなところがあるんです。そりゃやっぱり、(農産物が)売れた時じゃなく、採れた時、収穫した時に売上をあげるというのは、やっぱりね。別な点から言うと、本当は売れないかもしれないけど、棚卸しがあるっていうことになる。棚卸しがあるということは、私たち税理士から見ると先払いなんですよ、税金の。しかも、その在庫というのが、工場製品なんかだったらいいんですけど、農産物ですよ。いつまでももたんじゃないですか、米や麦以外は。

だから、収穫基準というのは、米だから(適用)できた、米の買上価格が決まってきたから(適用)できたわけです。反別課税だって、日本の農家全体が米をつくっていて、しかも買上価格が決まってきたからできた。でも、所得を計算する際の金額は、一律じゃなくて、地域ごとに違ってた。そりゃもちろん、米のとれ具合や美味しさは、それぞれだから。例えば、うちの辺りの米はよかとです、水がきれいで。これが、海岸べたの米はあまりおいしくないですね。そうすると、1反当たりの所得がうち辺りが1万円でも、海岸べた辺りは5000円か6000円にしましょうとかね。そういうふう決めておいて、あんたのところで作った米は収穫したけん、このあたりの価格をかけて一応所得を出そうかね、というふうにしてやってきたわけです。まあ、これは収穫基準っていうより、反別課税のかつてのやり方ですが。

【戸田】 私も最初、とにかく今期収穫した分はすべて今期の売上に、というのは違和感がありました。単純に言って、売っていないものが収益っていうのは、どうかなと。それより不思議だったのは、期末棚卸で確定した農産物は今期収穫した分なんだから収入、という考えでし

た。だって、収穫した分をそのつど時価評価したものを売上計上しているんだったら、期末棚卸額の農業収入算入は、収益の二重計上じゃないのって思っていました。それと同じことを、自家消費や贈与についても感じました。やっぱり、期末時に残ってるものはまだ収益に貢献していない、と考える方が、普通というか、筋が通ってるような気がするんですけど。

【西田】 それは会計が入っていったら、そういう声が出てくると思うんですよ。会計では、当然原価計算をするでしょう。先生が言ったように、まだ売れてないんだったら、総額で原価はこのぐらいかかったけん、売れるまでの間はその分を原価で棚卸しにあげておく。そういった考え方や計算も、これから出てくると思いますよ。

【戸田】 面白いのは、おそらく調整を取ってるんだらうなと思うんですが、期首の農産物は農業収入から引くということですね。まあ話としては、収穫したのは今期じゃなくて前期なんだから、今期の収益からはマイナス、となるんでしょうが。私としては、期末棚卸高はプラスさせる代わりにというか、やっぱり調整してるように感じてしまいます。

ただ、農業所得に関する書籍を見ると、収穫基準も、もともとは会計的な売上原価を計算することを求めているようです、理論的には。そうすると、期首農産物棚卸高は、理論的にはやっぱり、売上原価を計算するため、仕入に加算される、つまり費用のプラスの性格になるはずですが。ところが、収穫基準の規定で、その期の仕入高に収穫高をあてていいことになってる。こうなると、その期の収穫高と仕入高が同額で相殺されてしまい、計算構造から消える。で、残った期首農産物棚卸高と期末農産物棚卸高はどうなるか。ここで、論理の転換がなされ、期首農産物棚卸高は売上原価にプラスされるのではなく、農業収入（収穫高）のマイナスにされ、期末農産物棚卸高は、売上原価のマイナスではなく、農業収入（収穫高）にプラスされる。つまり、収穫基準っていうのは、理論的には売上原価の計算を一応求めてることになってるけど、実際には、農業簿記っていうのは実際が重要だと思うんですが、全然違う計算を要求することになってる。だから、そこには大きな矛盾があって、それがすごく分かりにくい形になってるのかなとも思ったんですけど。どうでしょうか、違いますか。

【西田】 ちょっと難しい話は、先生にやってもらって（笑）。でも、何度も言ってるように、収穫基準におかしなところがあるのは、これは確かなんです。だから、例えば先生みたいな学者がいろいろ言ってもらえば、変わる可能性は十分ありますね。

やっぱり問題なのは、会計学の普通の考えからすると、販売が収益計上の基本ですよ。ところが、米だけのことを考えたら、収穫と販売が1年、あるいは2年とずれてしまうんです。収穫したやつは実際は保有米になるんですよ、すぐには売れませんからね。こういった「ずれ」は、収穫基準だと必ず出てきてしまうんですが、やっぱり問題なんです。

【戸田】 このずれを修正するのは、収穫基準のもとでは、やっぱり難しいでしょうね。でも、現実というか実務的には、ずれを承知の上で、農協から渡される概算金が売上になるということ、森先生から聞きました。これは、本当なんですか。



【西田】 まあ、そういうことです。農協というか全農が、今やってるやり方ですね。でも、米の全部が全部、そういう風になってるわけでもないんです。自分のところで商社機能まである新潟辺りの大きな農業法人になると、そんな概算金に頼らずに、自分でいくらかでも売りさばいてしまうんですよ。

【戸田】 ただ、概算金をもって確定的な売上として計上してしまうのは、やっぱり、現実の農協との取り引きが基底にあるんじゃないでしょうか。さっき先生が仰った、収穫してから販売するまでのずれ、最終清算までのずれの修正には、2年ぐらいはかかると言われましたよね。会計学的には、かかった費用と売上は、期間的に対応させるべきですが、農業の現場でそんなこととてもできないわけですよ。だから、農協から渡される概算金をもって、売上計上とするのが最も簡単となる。でも、これだと、収穫前のお金の授受が収益認識の基本となるわけで、収穫基準の適用どころか、単純な現金主義による売上計上、となるわけですね。

【西田】 そういう現実もあるんです。でも、私が担当してる中でも、大きなところは、もちろんいろいろと違ってます。そういうところは、単純な現金計算なんてのではもちろんなくて、ちゃんと帳簿記録をとって計算してますよ。それでも、収穫基準に従うことで、いろいろな問題、例えば農産物のちゃんとした原価が出ないといったことが起こります。だから、収穫基準の問題は、やっぱり解決はせにゃならんが、帳面をちゃんとつけることは絶対必要ですよ。それは小さな農家さんだって、本当は。農業簿記全体を、そういうふうに変えてもらいたいんです。本当のことを帳面から分かるためにも。みんなが帳面の大事さが分かったら、そういう風にだって変えられるんです。帳面もつけとらんような人は、例えばうちへ確定申告に来られたら、たまったもんじゃないんです。

【戸田】 私もそう思います。うがった見方かもしれませんが、収穫基準っていうのは、帳面・帳簿をつけるという簿記にとって最も基本的なことを、そもそも前提としていないのかもしれないですね。

ところで、収穫基準に基づいて作成した財務諸表って、例えば、銀行から資金提供を受けたりするような時には、つくり直したりするんでしょうか。

【西田】 いえいえ、つくり直しなんかはしません。ただし、所得税には収穫基準というのがあるけど、法人税にはもともとないのは注意せなかんことなんです。法人税法は、掛かった費用の積み上げ計算。製造原価はつくったらいくらで、売れなかったら、それはいくらで棚卸しをしなさいと。そして、その方法は最終仕入原価法もあるし、売価還元法もあるし、それらを常時連続して使っていく、それでよろしいですよというふうになっておるんです。

ただ、もう1つ、さっき先生が言っていた、企業会計原則が求める費用収益対応の原則というのは、ちょっと難しいでしょう、今のやり方の財務諸表ではね。さっきから言ってるように、今のやり方では、どうしても売上高と発生原価の計上には、ずれが出てくるんですよ。でも、同じことは建設業だってあるじゃないかと。建設業だって、工事はすぐには終わらないわ

けだから、対応関係をきちんとするのは難しいでしょう。

でも、今すぐというわけにはいかんけど、農業だって、やがて、そういう形になっていかにいかん、費用収益対応の原則を守るといふね。そういう意味じゃ、これからなんですよ、本当の（農業）簿記は。だから、いつまでも収穫基準を適用する必要はないんですね。ただ、もしそうなってくると、帳面がしっかりしとらんなら否認されてしまう。これはもう、絶対避けなきゃならん。

【戸田】 私もまったくそう思います。本当の農業簿記、農業者の記帳する帳簿に基づく農業簿記は、まさにこれから始まると思っています。そして、そういった農業簿記は、これまでの基本であった収穫基準と決別しなきゃならないんじゃないかと、個人的に思っています。収穫基準の問題は、先生の仰るように、税金の先払いになっているという点以外にも、とにかく記帳や記録を必要としない基準であるという点にあると思います。この点こそが、私が考える収穫基準の最大の問題点なんです。でも、この問題点は、裏を返せば、農業者自身は何も記帳・記録しなくてもいいという、実務的・実際上の利点になってたんだと思います。

【西田】 でも、先生は学者だからね。私だって、収穫基準に問題があることは分かかっておっても、実務ではやっぱりそれに従っちゃる。実務家としては、お上が言ったやつでやっておったら、何も言われんじゃないですか。それはやっぱり。

【戸田】 やはり、重要なことなんでしょうね。私は、恥ずかしながら実務に携わったことがないんですが、そうなんだと思います。でも、実務を知らないからこそ、こうやって、実務をやっている方でなくちゃ知りえない貴重な情報を集めてるんです。

実務家しか知りえない情報と言え、これは前から疑問に思ってたんですけど、そもそもどれだけ収穫したか、あるいは期末にどれだけ在庫が残っているかというのを、どうやって正確に計算してるんでしょうか。

【西田】 米をつくるじゃないですか。つくった米をどうやって量るかと言うと、その前に、まず精米せにゃいかんじゃないですか。例えば精米して、米にするでしょう。米にしたら大体、60キロとか30キロの袋に入れる。60キロの袋が多いかな、昔でいう1俵ね。この袋を数えれば、収穫がどれだけあったかは、すぐに分かる。それに、自分のところの倉庫に残った分を数えれば、在庫だって分かる。

【戸田】 それは大きなところだけじゃなくて、兼業農家さんでも大体そうしているんですか。

【西田】 そうですね。

【戸田】 じゃあ、農家さんは、60キロの袋の数だけは数えて、あとは、それに、前回先生に見せていただいたような、地域ごとの標準価格を掛ければ、計算上は出るということですね。

【西田】 そうそう。でもまあ、今は標準や基準はないっていう建前になってる。実際はあるけどね。でなきゃ、仕事にならんでしょ。だから建前と現実は違ってる。違ってると言え、例えば売上1000万の農業法人があったとして、売上原価は1500万円なんていうのが、日本の農業

の本当の姿なんですよ。

【戸田】 えっ？ 売上より売上原価のほうが多いんですか。

【西田】 赤字なんです。つくっても、だいたい赤なんです。だから、これに補助金なんかで500万補填して、やっと最終的にとんとんになる。こういうのが現実なんです、日本の農業っていうのは。だから、私のほうも、何とかしてやりたい。法人税法でいくより、所得税法でいくほうが有利になるんだったら、やっぱりそうしてあげたい。そして、所得税法の収穫基準でいったほうが、実際いろいろと有利で楽なんだから、そりゃ、日本の農業に収穫基準は浸透しますよ。みんな知らんでしょ、日本の農業は、特に米つくったら、絶対とは言わんがまあほとんどは赤字になるなんて。

でも本当は、この現実は、きちんと出すべきなんだと思います。特に、売上原価がどうなっているのかは。私たち協会は、いつも言ってるんですね、財務諸表をもっと分かりいいようにしてほしいと。農業経営者が、自分とこの財務諸表見ても、自分とこの経営状況が全然分からんじゃ、どげんもならんでしょ。これは結局、課税庁側が見やすいようにしとってからやと思うんです。だから、うちの事務所では、お客さんによっては、税務書類とは別の、詳細な売上原価が載った計算書類をつくってるんです。

ちょっと待ってもらえますか。具体的なやつをお見せします。ただ、守秘義務がありますから、写真などは撮らないでくださいね。それに、法人の名前なども出さないでください。

【戸田】 はい、もちろんです。

【西田】 これが、実際の例です。当期農業製造原価が、詳しく載ってるでしょう。

【戸田】 なるほど、所得税青色申告決算書のフォームと比べ、詳細な原価費用がありますね。でも、例えばこの法人は、原価合計で6400万あって、売上は2100万しかないんですね。そして、その差額が、先生の仰ったように、各種の補助金で見事に埋められていますね。

【西田】 ようできとると思うんですよ。農水省なんか、あんたたち足らんでしょと。だから戸別所得補償でこんくらい、それ以外でも補助金をこんくらいと。いろいろな補助金を使ってますね。これが現実なんです。

【戸田】 でも、見せていただいた財務諸表は、とても分かりやすいですよ。この法人の本当の姿は、会計的にきちんと表現すればこうなるんですよ、これこそが本当の姿なんですよと。

【西田】 早くこうせんといかんのです。でも、こうするには、やっぱり収穫基準をなくしていかんといけん。だから、収穫基準というのは、本当に頭の痛か問題なんです。

【戸田】 収穫基準というのは、言ってみれば課税庁側の問題ですよ。だから、収穫基準の適用不適用の問題は、対税務ということに関係するんじゃないかと思います。対して、さきほどから話題になっている補助金の問題は、対農水省というか農水行政ということに関係するかもしれませんね。

なんでこんなことを言い出すかという、先生が独自におつくりになっている財務諸表は、

対農水行政というか、農業に対する補助金の出し方にも一石を投じる効果があるんじゃないかと思って。例えば、単純にどれだけの面積の農地を所有してるかで、戸別所得補償としてお金が払われるでしょう。あるいは、減反政策による米の値段の高値維持にだって、税金がつき込まれてるんですよね。そんなじゃなくて、売上と売上原価がきっちりと比較されてて、そこで赤が出てる、この赤の部分を補てんするために、元は税金である補助金を農業に投入する、と言うほうが筋が通ってるんじゃないかと思って。その筋の通った話に、簿記や会計がきちんと貢献する。それが、農業簿記や農業会計の意味というか、意義にもなるんじゃないかと思っています。

ただ、先生のお話によると、この赤がどれくらいなのかは、今でも農水側はだいたい分かってるといことになるんでしょうか。

【西田】 農水省は頭がいいんです。ここらへんのことはちゃんと計算して、最後は大体とんとんになるようにするんです。

【戸田】 先生がおつくりになっているような財務諸表を、農水側でもつくってるんでしょうか。

【西田】 つくってはいないでしょうが、こういうデータを、たくさん集計してると思いますけどね。

【戸田】 いわゆる、統計調査ですね。農水側の農業に関する統計調査については、今私の大学の同僚教員にいろいろと興味深い話をヒアリングしていますので、これについては、また後日詳しく。

厚かましいのですが、先生が独自におつくりになっている財務諸表を、他にも見させていだいてもよろしいでしょうか。

【西田】 じゃあ、こちらの農業法人を。こちらは、米、麦、大豆なんかを主につくっている、まさに日本の典型的な農業法人ですが。

【戸田】 こちらの農業法人は株式会社化してるんですね。

【西田】 ええ、株式会社にしています。森さんたちは農事組合法人作りが多いようですが、僕は株式会社にするのが多いですね。農事組合法人は組合員みんなが平等じゃないですか。でも、うちに話がるのは、がちゃがちゃになってというのが多くてね（笑）。そうすると喧嘩腰になるわけですね。私はそういうのは分かるとるから、最初から組織体を作っちゃうんです。200人も300人もおるようなところを、どうやってまとめますかと。ピラミッド型にして、組織がちゃんと機能するには株式会社がいいと。そういうふうにすることが多いんです、僕の場合は。

【戸田】 今、そういう組織化って、非常に重要だと言われてますよね。個人個人バラバラの小規模兼業農家さんでは、衰退していく日本の農業を救えないんじゃないかって。

【西田】 ここは、全部で200ヘクタール以上の農地をまとめています。農水省だって、大規模化するところのほか、補助金を出さんごととなつとるしね。これも現実ですよ。それに、地域は1

人じゃ守れんわけですからね。そうすると、その地域の人が集落で集まったところに補助金を落とすということは、社会政策上もいいわけですよ。

それに、やっぱり、大規模化はやっぱり農業にとって大事なんです。農業で、ちゃんとした利益を出すためにもね。ほんの少しの農地を耕す兼業農家さんが、1人1台トラクター持つとったら、そりゃ農業で儲かるわけがない。

【戸田】 個人の農家さんにも、ちゃんとやってる方もおられるのは、私もヒアリング調査で知っています。でも、先生も仰るように、組織化された事業体がある程度の規模でやらないと、これからの日本の農業全体に明るい未来はないかもしれませんね。

例えば、戸別所得補償なんかは、まさに戸別に、農家さんごとに補助金が渡されるんですよ。でも、そのお金は、農業の振興に果たして回るのか。思い出すのは、子ども手当ですね。この制度ができた時に、私もありがたくいただきましたけど、じゃあそれを子どものために、習い事なんかに使ったかという、いやいや(笑)。そもそも必要な習い事はすでにさせてるし。だから、結局は家計に紛れちゃうわけです。これが、子供の教育機関全体に、統一的な意思をもって回っていたら、結果は少し違ってたかもしれません。

それと同じように、農業に対する補助金も、農業が産業として成り立つように使ってもらいたいですね。そのためには、法人化したような大きな組織、そして農業を産業として見なさざるを得ない専業農家に、もっと効率的にお金が回って欲しいですね。やる気があるんだかないんだか分からない戸別の一農家に渡してしまうのは、農業の発展のためにはどうなんだろうと思ってしまいますね。まあ、票にはなるんでしょうけど(笑)。

【西田】 今仰った、先生の言いなさるような懸念があるんで、平成27年度からは、戸別所得補償のあり方も変わるはずですよ。まずは、認定農業者じゃないと、となるはずですよ。

【戸田】 プロ農家じゃないと、ということですね。

【西田】 それから次に、集落営農じゃないといかん。さらに、法人化せんと補助金が制約されてきてます。

【戸田】 そのほうがいいと思うんですね、私も。例えば、親じゃなくて、学校という機関にどんとお金を出して、子どもたちの教育のために使いなさいと。で、会計報告しなさいと。こうしないと、教育に回らないですよ。私なんか月2万円子ども手当をもらいましたが、じゃあその2万円を教育費に上乗せしたかって、そんなことしませんからね。

そういう意味で、補助金の出し方も含めて、戸別じゃなくて、組織、事業体として農業をやらなさいといけないと思います。そして、その事業体は、きちんとした簿記会計をやってもらう。そういう簿記会計に基づき、実態をちゃんとあらわした会計報告書を出してもらう。もっと言えば、本当はそういう計算書に基づき、農業に対してお金を回すべきでしょうね。

【西田】 ところが、農業とか農林水産業には、そんな回され方は全然されず、政治的な思惑でどんどんお金が使われてきた。私から言うとな。だから私が期待しよるんは、先生の言うよう

に、正しい簿記会計に基づいたところが、それに基づいた報告して、報告が終わったんなら交付金やらを出すとか、そういう仕組みをきちっとつくってもらうこと。簿記会計に基づくそういう仕組みができると、今後の農業の発展はないんだと。戸田先生たちには、そういうことを言ってもらいたかね。

【戸田】 ええ、私自身もそう思っています。もっとも、私が言って、聞いてくれる人がどれくらいいるかは、はなはだ心もとないですけど(笑)。研究者のただの戯言、批判にすぎん、って見られるかもしれませんね。

【西田】 批判と言えば、今でもそうですが、特に地方では農協に対する批判はなかなか出しにくい。実害の無い都会の人は、バンバン言いよるけどね。地方じゃ、実害があるんですよ。昔、ちょっとだけ農協のことを批判した『熊本県 JA の経営分析』を私が書いたときは、出版差し止めを食らいましたからね。

【戸田】 農協批判をされたんですか？

【西田】 いや、批判ちゅうもんでなく、熊本県の農協を全部調べて、どこの農協に問題あるか、どんな問題があるか、っていうの書いただけです。でも、農協から、そんな本の出版はやめてくれって。

【戸田】 先生、今なら出せるんじゃないですか。

【西田】 出しませんよ。僕は地域社会で、ここ熊本で生きていかならん。地方で農協を敵にしたら、干上がってしまいます。先生には、分からんこつでしょうが。

【戸田】 確かに、都会で研究者として生活してる私には、実感としては分かりません。でも、批判したからといって、別に実害を受けるわけじゃない我々研究者は、そういう意味でも、農協問題を含めこれまでタブーとされてきた問題に対して、批判も含めて物を言っていく必要があるんでしょね。じゃなきゃ、偉そうに大学教授だなんて名乗る資格なんてない(笑)、いえ、本当にそう思ってます。

【西田】 期待しとります。これまで、先生みたいに、農業分野に切り込んでくる学者の人があまりおらんかったんですよ。特に、簿記会計の学者さんが。だから、もっともっと踏み込んでくれればいいんですよ。

だけど、まあ、農業には、これまで触れちゃならんことが多かったからね。例えば、コンバインとか田植機なんかの農機具の値段、こういうのも、農業の発展のためにはもっともっと安くならにゃいかんですね。高すぎますよ。ただ、農機具メーカーやら農協やらのいろんな絡みで、なかなか(難しい)。でも、こういうものに対しては、会計側にだって問題があつてね。今のところ、こういった機械は7年ぐらいで償却しますが、実態をあらわしてるかというのと、どうでしょうね。それに、田植機なんて、田植えする時だけで、あとは納屋にしまってますからね。もし月次決算なんてことになったら、減価償却は単純に年割の12分の1にしたりすることが本当に妥当かどうか。こういったことを含め、きちんとした費用収益の対応をとる、つ

まり正しい損益を出すためには、これまで我々実務家が当然として処理してきたもんも見直さ  
にゃいかんと思います。

【戸田】 その、当然だとされてきたものの中に、ここでずっと話題になってる収穫基準もあるわけですね。

【西田】 そう、だから悩ましい。実務的には今も絶対的なんだけど、これからのことを考えるとね。でもやっぱり、会計っていう点から考えるんなら、会計を本当に農業にいれようとするんなら、収穫基準というもの問題はなくしていかにならんことがあるかもしれません。もちろん、それはあくまで、会計の話。やっぱり一方で、課税庁としては、画一的に大量に短時間で税を徴収するためには、収穫基準のような基準がどうしても必要でしょう。会計と税がつながってる日本では、そりゃ、税の考えが会計を縛ることになる。

【戸田】 森先生も、そう仰っていました。税務が会計を規定するんです、って。

【西田】 ただ、私は森先生とちょっと違うところもあってね。だから、税が会計を規定する、そういうのはどうかと思ってる。それは、じゃあ、何のために帳面つけるかって言ったら、確かに税金のためにそうするのもあるでしょう。でも、自分のところの本当の経営を見たいと思っ  
つけるような人もおりますよね。確かに、農家の人も帳面つけてる人は、どちらかという  
と、税金のために仕方なくつけてる人が多いでしょう。でも、会社というか組織になれば、税金は抜きで経営感覚でもって経理をせにゃならん、帳簿をつけにゃいかんじゃないですか。そして、農家もこれから、組織として農業経営していかならんものだから、農業にも税とは別の会計が必要になってくるんじゃないですかね。シャウプさんが、農業にも会計が必要だと言ったようにね。

そして、組織だけじゃなくて、農業に携わる人たちがみんな、やっぱりちゃんと帳面つけ  
か  
にゃいかんと思ひ、帳面ばつけることが当たり前になったら、収穫基準をなくしていいん  
で  
す。なくすべきです。その時は、農産物が売れた時に、売れるまでにかかった原価を帳面から  
計  
算すりゃええことになる。米や麦だって、収益と費用がきちんに対応して、正しい損益が計  
算  
できることになる。

ただ、こんな風になるまでには、相当長い時間が必要でしょう。そもそも、農業について  
だ  
って、今はいろんな報道がされとるけども、本当の現実なんてほとんど知られとらんじゃな  
い  
ですか。ましてや、農業経理の実情なんて、その道の専門家やちゅう人でさえ、全然分  
か  
つとらせん。だから先生には、まず、そういったことを伝えて欲しかと思ってるんです。そ  
の  
上で、収穫基準による課税上の弊害とか、収穫基準が会計に与える影響とか、そういうのを  
お  
書きなさったら面白いんじゃないでしょうか。

【戸田】 ありがとうございます。研究上のご示唆までいただいて (笑)。でも、私も、先生が  
仰  
ったようなことを本気で考えています。だからこそこうやって、ヒアリングを受けていた  
だ  
き、それを農業簿記に関するオーラルヒストリーとして集積しようと考えています。農業簿記

については、とにかく研究上の議論の前に、その実態がほとんど知られていないと思われますから。今回で2回目のヒアリングですが、まだまだ熊本に押し掛けて、農業簿記の現実についていろいろとお伺いすると思いますので、これからもよろしく願います。

【西田】 いや、こちらこそ。じゃあそろそろ、記録に残されるのはまずか話を、これからの酒の席で(笑)。

【戸田】 はい、承知しております(笑)。毎回、お忙しい中、申し訳ございません。次回は、先生が地下書庫に保管されている関係書類も調査させていただきたいと思っております。それでは、事務所でお伺いするヒアリング調査は、これで終了したいと思います。誠にありがとうございました(終了)。

#### 注

- (1) 西田氏に対する第1回目のヒアリング調査については、戸田龍介(2014)「日本における農業簿記の研究(2)―全国農業経営コンサルタント協会理事長・西田尚史税理士へのヒアリング調査(第1回)―」『商経論叢』(第50巻第1号)を参照されたい。
- (2) 高橋周衛税理士。農業経営アドバイザー。全国農業経営コンサルタント協会会員。
- (3) 森剛一税理士。全国農業経営コンサルタント協会専務理事。なお、森氏に対するヒアリング調査については、戸田龍介(2014)「日本における農業簿記の研究(3)―全国農業経営コンサルタント協会専務理事・森剛一税理士他へのヒアリング調査―」『商経論叢』(第50巻第1号)を参照されたい。

#### (付記)

本論稿は、科学研究費補助金(基盤研究(c)、課題番号26380626)の助成による研究成果の一部である。